

無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査結果

【調査対象】	令和元年5月10日時点で法務省が新たに把握した無戸籍の学齢児童生徒（43名）※1
【調査数】	40市区町村教育委員会等
【調査期間】	令和元年7月1日～8月31日

【無戸籍の学齢児童生徒の状況】

1. 児童生徒の義務教育諸学校への就学状況

① 域内の公立学校に就学している	40
② 区域外の公立学校や国私立学校へ就学している	1
③ 就学していない	—
④ 他市区町村での居住を確認している	2
⑤ 居住実態を把握できない	—
計	43

2. 就学している児童生徒の登校の状況

① 支障なく登校している	39
② 就学しているが、欠席が目立つ	4
③ 就学しているが、不登校状態となっている	—
計	43

3. 未就学期間の有無

① あり	—
② なし	43
計	43

※1 今回、対象となった43名のうち4名については調査の段階において無戸籍状態が解消されたことを確認。

【教育委員会等における対応】

4. 教育委員会と関係部局との連携による就学に向けた支援の具体例

- ・戸籍担当課担当者が当該家庭を訪問し、その結果について教育委員会と情報共有した。それをもとに、戸籍担当課担当者が当該家庭に対し就学に関する助言を行った。
- ・幼稚園や市の戸籍担当課等から届出をするように促しながら、教育委員会としても状況把握に努め就学のために取り計らいをした。
- ・住民基本台帳所部局と連携し、小学校入学相当年齢の児童が居住していることを把握した上で、保護者に対して就学手続について直接説明した。
- ・把握した他部局からの情報を元に学齢簿を作成した。居住地の学校に新就学者として情報提供し、保護者には就学申請書を記入してもらった。学校保健課とも連携をとり、入学通知書、就学前検診等漏れがないように努めた。
- ・把握した居住地情報をもとに、戸籍担当窓口で就学時健康診断の案内を行った。
- ・出生証明に基づいて生年月日を確認し、学区の小学校に入学できるよう手続きを行った。
- ・児童相談所から情報提供を受け、児童相談所を通じて居住確認、就学案内を行った。

5. 教育委員会関係部局との連携によって戸籍の取得に向けた支援の具体例

- ・教育委員会から保護者に対し、就学するにあたり無戸籍であることで支障がでる事柄に関して説明し、戸籍取得の流れに関しては他部局の職員から説明した。
- ・当該児童が通う学校の教頭、福祉課及び教育委員会の担当者の3者での会議を設定し、当該児童の戸籍取得に向けて保護者に情報提供をするとともに、積極的に働きかけをすることを確認した。
- ・弁護士から戸籍をつくる法的手段について説明してもらった。
- ・戸籍担当課と協力して、直接法務局担当者から保護者に戸籍を作る方法等を説明する場をもった。

6. 関係機関との間で戸籍や住民基本台帳に記載されていない学齢児童生徒に関する必要な情報共有のためのルールを定めている場合の具体例

- ・無戸籍者に関する情報は、戸籍担当課が取りまとめ、法務局に定期的に報告されている。また、戸籍担当課からは就学の機会確保のため、随時学校教育課へ情報提供が行われている。
- ・教育委員会で無戸籍者の情報を把握した場合は、所定の様式にて、居住地の区役所及び法務局に無戸籍者に関する情報を連絡する。
- ・所管業務の過程で無戸籍者に関する情報を把握した場合は、戸籍担当課へ情報提供を行い、戸籍担当課より無戸籍解消に向けた支援を行っている。
- ・要保護児童対策地域協議会において、関係部局より情報の提供をし、情報共有をしている。